

地域未来投資促進法に基づく「鹿児島県基本計画」の概要

1 策定主体

県及び市町村（全43市町村参加）

2 計画期間

平成29年9月29日から平成34年度末まで

3 主な内容

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

- ・ 「かごしま製造業振興方針」に基づく重点業種等について、技術開発や新分野への進出、取引拡大、生産性向上等に係る支援を行うことにより、製造業の振興を図り、加えて関連する産業（農林水産業等）へも経済的波及効果を及ぼすことを目指す。
- ・ 「明治維新150周年」等全国的なイベント等の機会を捉えた様々な関連施策の展開等により、観光業の振興を図り、加えて関連する産業（小売業、製造業、農林水産業等）へも経済的波及効果を及ぼすことを目指す。

(2) 対象とする地域経済牽引事業について

① 対象とする産業分野

ア 本県のエレクトロニクス、メカトロニクス等の産業集積を生かした  
**電子関連産業分野**

イ 県内企業が保有する機械加工等の技術力を生かした**自動車関連産業分野**

ウ 本県のさつまいも、豚等の農林水産物を活用した**食品関連産業分野**

エ 本県の食品関連産業・電子関連産業等の集積により蓄積された技術力を生かした**健康・医療関連産業分野**

オ 本県の電子部品製造等の技術力を生かした**航空機関連産業分野**

カ 県内市町村等が運営するインキュベートルーム等の施設を活用した  
**情報通信関連産業分野**

キ 本県の森林・海洋などの自然環境を生かした**環境・エネルギー関連**

## 産業分野

ク 本県の世界自然遺産，世界文化遺産等の観光資源を活用した観光関連産業分野

### ② 地域経済牽引事業計画の経済的効果

地域経済牽引事業の実施により，計画期間を通じて次のア・イの効果が見込まれること。

#### ア 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業による付加価値の増加（3,207百万円）

#### イ 地域の事業者に対する相当の経済的効果（以下のいずれか）

- ・ 地域経済牽引事業を実施する事業所と促進区域内（県内）の事業所との間の取引額の増加（1%以上）
- ・ 地域経済牽引事業を実施する事業所の売上の増加（8%以上）
- ・ 地域経済牽引事業を実施する事業所の雇用者数又は雇用者給与等支払額の増加（2%以上）